

「民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「財務大臣」「総務大臣」「厚生労働大臣」に対し、「民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書」を裏面のとおりに提出する。

令和5年12月18日提出

提出者

掛川市議会議員

山本裕三	高橋篤仁	鷺山記世
安田彰	大井正	山田浩司
橋本勝弘	石川紀子	嶺岡慎悟
富田まゆみ	藤澤恭子	勝川志保子
寺田幸弘	鈴木久裕	藤原正光
窪野愛子	松本均	二村禮一
草賀章吉	山本行男	松浦昌巳

## 民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）制度は、大正6年に岡山県で発足された済世顧問制度、大正7年に大阪府で発足された方面委員制度が源流となっている。昭和3年に方面委員制度が全国に普及し、昭和21年に方面委員は民生委員に改称され、平成29年で制度創設100周年を迎えた。

制度発足当時は、行政の補助機関として主に生活保護世帯への相談、支援が任務とされてきた。しかし、急速な高齢化の進行や世帯構造の変化、さらに住民が抱える生活・福祉課題の多様化、深刻化が進行する中、その相談支援にあたる民生委員の役割が一層大きくなっている。特に近年では、高齢者世帯の日常生活に関する支援が大幅に増加しているほか、災害に備えた要配慮者対策、消費者トラブル防止への協力、子どもや家庭の地域での見守りなど、幅広い分野での期待が高まっている。このように活動範囲が広がれば広がるほど、負担感が増大するため私生活とのバランスが保てなくなり、近年は1期3年で退任する例もみられ、新たになり手が少なく、慢性的な人材不足が深刻化している。この度の改選において、全国で15,191人の欠員が生じ、戦後最多であるとの報道がされている。

また、民生委員は、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められていることから、無償のボランティアとされている。厚生労働省の報告書では、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきである」とされている。

今後も民生委員が地域福祉推進の担い手としての役割を果たしていくためには、民生委員の適正な確保と活動しやすい環境整備を進めていくことが極めて重要である。よって国会及び政府に対し、下記の事項について早急なる対応を強く要望する。

### 記

- 1 民生委員の活動範囲及び役割の明確化
- 2 民生委員に対する活動費の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

静岡県掛川市議会